

区民福祉委員会
令和7年12月4日

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）概要

1 目的

区民の生活環境の悪化を防止し、事故の発生又は営業施設から発生する騒音その他の事象による周辺の生活環境の悪化を営業者が認識することができるようするため、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）に基づく旅館業施設に関する規制、手続等について、所要の規定整備をする。

2 主な改正内容

(1) 周辺住民等の定義

旅館業を営もうとする施設又は営業施設がある建物に係る敷地及びその敷地からの距離が20メートル以内の土地に存する建物を所有する者、当該建物に居住する者、当該建物を管理する者等

(2) 営業者の遵守事項

事故の発生又は営業施設から発生する騒音その他の事象による周辺の生活環境の悪化（以下「生活環境の悪化等」という。）を認識することができるようするため、営業施設の部屋等に、営業時間中に営業従事者を常駐させ、営業施設周辺の状況を常時確認することとする。

(3) 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準

営業時間中に営業従事者が常駐するための設備を設けることとする。ただし、生活環境の悪化等を認識することができる規則で定める場所に管理事務所等を設ける場合を除く。

(4) 適用除外

この条例の施行の際、現に法第3条第1項の規定による旅館業の営業の許可を申請がされている施設及び旅館業の営業の許可を受けている施設については、改正後の第9条第6号、第10条第10号並びに第11条第3項の規定により準用する第10条第1号及び第10号の規定は適用しない。

3 施行期日

令和8年4月1日